

広告掲載契約約款

四国電力株式会社（以下、「弊社」という。）では、弊社が運営する「四国遍路サポートサービス」（以下、「本件サービス」という。）への実証試験期間中の広告掲載について、以下のとおり広告掲載契約約款（以下、「本約款」という。）を設ける。本件サービスに広告を掲載する者（以下、「広告主」という。）は、本約款の各条項に従うものとする。

第1条（本約款における定義）

本約款において、次に掲げる用語の定義は、その定めるところによる。

[本件サービス] 弊社が四国遍路のルート上にある電柱等にビーコン（発信機）を設置し、予め専用アプリをダウンロードした、ビーコン周辺を通りかかった者（以下、「利用者」という。）の端末（スマートフォン等）に、広告をプッシュ通知することをいう。

[広告] 弊社が運営する本件サービスにおいて配信される、宣伝、割引クーポン及び観光情報等をいう。

[掲載] 広告を利用者にプッシュ通知できる状態に置くことをいう。

[実証試験] 弊社が電柱等に設置したビーコンを介して、巡礼者をサポートするための道案内や霊場、周辺店舗情報等の各種情報をスマホアプリを介し提供することの可否やその効果を確認することをいう。

第2条（目的）

本件サービスは、弊社が電柱等に設置したビーコンを介して、四国遍路の巡礼者等に対し、道案内などのサポート及び霊場や遍路周辺店舗の情報を提供することを目的とする。

第3条（利用申込）

広告掲載の申し込みは、広告の掲載の申し込みをしようとする者が本約款に同意の上、弊社の指定する所定の広告掲載申込書に必要事項を記入し、弊社に提出して行うものとする。

第4条（契約の成立）

広告の掲載の申し込みをしようとする者が前条で定める方法で弊社に広告の掲載を申し込み、弊社が広告掲載申込を承諾する旨の書面を送付した日をもって、広告掲載契約（以下、「本契約」という。）が成立したものとする。

第5条（広告掲載の実証試験期間）

本件サービスの実証試験期間は、平成31年3月31日までとする。

ただし、弊社は、広告主に対する何ら通知、連絡なしに実証試験期間をさらに1ヶ年間延長することができ、以後も同様とする。また、弊社は、平成31年4月1日以後は、広告主に対する何ら通知、連絡なしに実証試験を終了させることができる。

第6条（広告掲載料金）

実証試験期間中の広告掲載料は、無料とする。

第7条（広告の掲載拒否及び広告内容の変更）

- 1 弊社は、以下の各号のいずれかに該当すると判断される広告の掲載を拒否することができる。
 - (1) 内容及びその目的が不明確なもの
 - (2) 内容に虚偽や不当・誇大表示があり、誤認・錯誤される恐れのあるもの
 - (3) 内容が法律、条例、条約等に違反し、又はそのおそれのあるもの
 - (4) 弊社もしくは本件サービスの品位を損なうと判断されるもの
 - (5) 公序良俗に反する表現と判断されるもの
 - (6) 暴力、賭博、麻薬、売春等の犯罪を肯定、美化するもの
 - (7) 他人の商標、著作物等を許可なく利用したもの
 - (8) 誹謗中傷、名誉毀損、又はプライバシーの侵害にあたるもの
 - (9) 本件サービスに直接競合するもの
 - (10) その他、本件サービスの目的に反する等、本件サービスとして当該広告を掲載することが不適切と弊社が判断したもの
- 2 弊社は、広告主から申し込みを受けた広告の内容等が前項に照らして不適切であると判断するときは、広告主に対して当該広告の内容等の変更や削除を求めると及び当該広告を削除し配信しないことができる。
- 3 広告主は、原則として、広告の内容（クーポン等で有効期限が必要な場合を含む）を適宜変更や修正することとする。
ただし、弊社は、広告主が変更や修正した広告の内容等が第1項に照らして不適切であると判断した場合には、広告主に対して当該広告の内容等の変更や削除を求めると及び当該広告を削除し配信しないことができる。

第8条（維持管理）

広告は、広告主、弊社双方の協力により適切に維持管理を行う。

第9条（原状の回復）

広告主の広告を本件サービスにおいて配信できる状態に戻す原状回復については、弊社が故意に広告を削除した場合（ただし、第7条2項による場合を除く）を除いては、広告主が広告主の責任と負担において行う。

第10条（免責）

- 1 停電・通信回線の事故・天災等の不可抗力、通信事業者の不履行、インターネット通信回線の不具合、サーバー等のシステム上の不具合又は緊急メンテナンスの発生、ビーコンの不具合、その他弊社の責めに帰すことのできない事由により、本約款に基づく広告を配信することが不可能となった場合でも、弊社は広告主に対して、損害賠償その他一切の責任を負わない。
- 2 広告主が本約款に基づき広告を掲載したこと又は掲載できなかったことにより損害を被った場合でも、弊社は何らの責任も負わない。

第11条（広告主の保証）

掲載広告の内容についての質問、苦情については、広告主が責任をもって対処する。

- 1 広告主は弊社に対して、掲載広告の内容が法令に違反せず、いかなる第三者の権利も侵害するものではないことを保証する。
- 2 弊社が第三者から、広告主の掲載広告によって損害を被ったと請求を受けた場合、広告主はその責任及び負担においてこれを解決するものとする。ただし、弊社の責に帰すべき事由により当該損害が生じた場合にはこの限りではない。
- 3 広告主の掲載広告の内容が第三者の権利を侵害していることを理由として、弊社が当該第三者に対して損害を賠償するなど弊社に損害又は損失が発生した場合には、広告主は弊社に対し、当該損害又は損失を賠償又は補償する。

第12条（権利義務譲渡の禁止）

広告主は、本契約によって生じる一切の権利義務を第三者に譲渡し、又は履行を委任してはならない。ただし、予め弊社の書面による承認を得たときはこの限りではない。

第13条（知的財産権等）

- 1 広告主は、広告の掲載に当たって、第三者の著作権、商標権等の知的財産権等を侵害してはならない。
- 2 広告主は、掲載広告の内容等に係る知的財産権等について、第三者と紛争が生じたときは、直ちにこれを弊社に報告し、広告主の責任と費用負担において解決するものとする。

第14条（契約の解約）

広告主及び弊社は、相手方に対し、2ヶ月前までにその予告をすることにより、本契約を解約することができるものとする。

第15条（契約の解除）

弊社は、広告主が本約款の条項に違反したとき、本契約の有効期間中であっても本契約を解除することができる。

第16条（解約・解除の非遡及効）

本契約を解約又は解除した場合においては、解約又は解除は将来に向かってのみ効力を有するものとする。

第17条（機密保持）

- 1 広告主及び弊社は、広告掲載あるいは本契約に関して知り得た相手方の技術上又は営業上のその他業務上の一切の情報（以下、「秘密情報」という。）を相手方の事前の書面による承諾を得ないで第三者に提供、開示、漏えいをしてはならず、本契約の遂行のためにのみ使用するものとし、他の目的に使用してはならないものとする。ただし、情報を受領した者は、自己又は自己の関係会社の役職員若しくは弁護士、会計士又は税理士等法律に基づき守秘義務を負う者に対して秘密情報を開示することが必要であると合理的に判断される場合には、同様の義務を負わせることを条件に、情報を受領した者の責任において、秘密情報をそれらの者に対し開示することができる。
- 2 前項の規定は、次のいずれかに該当する場合については、適用しない。
 - (1) 開示を受けた際、既に自己が保有していた情報
 - (2) 開示を受けた際、既に公知になっている情報
 - (3) 開示を受けた後、自己の責めによらずに公知となった情報
 - (4) 正当な権限を有する第三者から適法に取得した情報
 - (5) 相手方から開示された情報によることなく独自に開発・取得していた情報
- 3 第19条の規定にかかわらず、本条の規定は、本契約終了後も10年間、引き続き効力を有する。

第18条（反社会的勢力に関する表明保証）

- 1 広告主は、弊社に対し、次の各号の事項を表明し、保証する。
 - (1) 自らが、暴力団、暴力団構成員、暴力団関係企業、総会屋、社会運動標榜ゴロ、政治活動標榜ゴロ、特殊知能暴力集団、その他これらに準ずる者等、暴力・威力と詐欺的手法を駆使して経済的利益を追求する集団又は個人である反社会的勢力（以下総称して「反社会的勢力」という）に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (2) 自らの役員（代表者、取締役又は実質的に経営を支配する者）が反社会的勢力に該当せず、将来も反社会的勢力とならないこと
 - (3) 本契約の有効期間内に、自ら又は第三者を利用して、次の行為をしないこと
 - ① 暴力的な要求行為
 - ② 法的な責任を超えた不当な要求行為
 - ③ 取引に関して、脅迫的な言動をし、又は暴力を用いる行為
 - ④ 虚偽の風説を流布し、偽計を用い若しくは威力を用いて相手方の信用を毀損し、又は相手方の業務を妨害する行為
 - ⑤ その他前記に準ずる行為
- 2 弊社は、本契約の有効期間内に広告主が前項の保証事項のいずれかに反することが判明した場合には、広告主に対し何らの催告を要せずして、本契約の全部又は一部を解除できる。この場合、本契約の解除に起因し又は関連して広告主に損害等が生じた場合であっても、弊社は、何ら責任を負わないとともに、弊社に損害等が生じた場合、広告主に対する損害賠償請求を妨げないものとする。

第19条（本契約の有効期間）

- 1 本契約の有効期間は、本契約の締結日から本件サービスの実証試験終了日までとする。
- 2 第5条及び前項の規定にかかわらず、本件サービスの有償での実施が開始された場合は、本件サービスの実証試験は終了し、本契約は効力を失う。この場合、広告主が本件サービスへの広告の掲載の延長を希望するときは、広告主と弊社との間で新たな広告掲載契約を締結することとする。
- 3 弊社は、前項に定める新たな広告掲載契約が締結できなかったときは、実証試験期間終了時に広告主の広告を削除するものとする。

第20条（管轄）

本契約に関連する一切の紛争については、高松地方裁判所又は高松簡易裁判所を第一審の専属的合意管轄裁判所とする。

第21条（約款の改定）

- 1 本約款は、弊社の判断で改定することができるものとする。
- 2 弊社は、前項の改定を行う場合は、改定後の約款の内容を事前に広告主に通知又は弊社ウェブサイト上に掲示することにより周知するものとする。

(2018年2月7日制定)